

令和3年度市・県民税(個人住民税)の主な税制改正について

○給与所得控除の改正

【改正後】

給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円とし、その控除上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

なお給与所得が850万円を超えても、子育て・介護世代は負担が増えないよう、措置が講じられます。※所得金額調整控除

(給与所得の速算表)

給与等の収入金額の合計(A)	給与所得の金額(1円未満の端数切捨)	
550,999円まで	0円	
551,000円～1,618,999円	「(A)-550,000円」で求めた金額	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てる(B)	「(B)×2.4+100,000円」で求めた金額
1,800,000円～3,599,999円		「(B)×2.8-80,000円」で求めた金額
3,600,000円～6,599,999円		「(B)×3.2-440,000円」で求めた金額
6,600,000円～8,499,999円	「(A)×0.9-1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上	「(A)-1,950,000円」で求めた金額	

【改正前】

(給与所得の速算表)

給与等の収入金額の合計(A)	給与所得の金額(1円未満の端数切捨)	
650,999円まで	0円	
651,000円～1,618,999円	「(A)-650,000円」で求めた金額	
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	
1,620,000円～1,621,999円	970,000円	
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	
1,628,000円～1,799,999円	給与等の収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てる(B)	「(B)×2.4」で求めた金額
1,800,000円～3,599,999円		「(B)×2.8-180,000円」で求めた金額
3,600,000円～6,599,999円		「(B)×3.2-540,000円」で求めた金額
6,600,000円～9,999,999円	「(A)×0.9-1,200,000円」で求めた金額	
10,000,000円以上	「(A)-2,200,000円」で求めた金額	

○公的年金等控除の改正

【改正後】

公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。

公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額の上限が195万5千円に定められました。

公的年金等の収入にかかる雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、その所得額に応じて公的年金等控除額が段階的に減額されることになりました。
(公的年金等雑所得速算表)

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計(C)	公的年金等雑所得の金額(1円未満の端数切捨)		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
65歳以上	3,300,000円未満	「(C)－1,100,000円」で求めた金額	「(C)－1,000,000円」で求めた金額	「(C)－900,000円」で求めた金額
	3,300,000円から4,099,999円	「(C)×0.75－275,000円」で求めた金額	「(C)×0.75－175,000円」で求めた金額	「(C)×0.75－75,000円」で求めた金額
	4,100,000円から7,699,999円	「(C)×0.85－685,000円」で求めた金額	「(C)×0.85－585,000円」で求めた金額	「(C)×0.85－485,000円」で求めた金額
	7,700,000円から9,999,999円	「(C)×0.95－1,455,000円」で求めた金額	「(C)×0.95－1,355,000円」で求めた金額	「(C)×0.95－1,255,000円」で求めた金額
	10,000,000円以上	「(C)－1,955,000円」で求めた金額	「(C)－1,855,000円」で求めた金額	「(C)－1,755,000円」で求めた金額
65歳未満	1,300,000円未満	「(C)－600,000円」で求めた金額	「(C)－500,000円」で求めた金額	「(C)－400,000円」で求めた金額
	1,300,000円から4,099,999円	「(C)×0.75－275,000円」で求めた金額	「(C)×0.75－175,000円」で求めた金額	「(C)×0.75－75,000円」で求めた金額
	4,100,000円から7,699,999円	「(C)×0.85－685,000円」で求めた金額	「(C)×0.85－585,000円」で求めた金額	「(C)×0.85－485,000円」で求めた金額
	7,700,000円から9,999,999円	「(C)×0.95－1,455,000円」で求めた金額	「(C)×0.95－1,355,000円」で求めた金額	「(C)×0.95－1,255,000円」で求めた金額
	10,000,000円以上	「(C)－1,955,000円」で求めた金額	「(C)－1,855,000円」で求めた金額	「(C)－1,755,000円」で求めた金額

65歳以上－昭和31年1月1日以前生まれの人、65歳未満－昭和31年1月2日以降生まれの人

【改正前】

(公的年金等雑所得速算表)

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計(C)	公的年金等雑所得の金額(1円未満の端数切捨)
65歳以上	1,200,000円未満	0円
	1,200,001円から3,299,999円	「(C)－1,200,000円」で求めた金額
	3,300,000円から4,099,999円	「(C)×0.75－375,000円」で求めた金額
	4,100,000円から7,699,999円	「(C)×0.85－785,000円」で求めた金額
	7,700,000円以上	「(C)×0.95－1,555,000円」で求めた金額
65歳未満	700,000円未満	0円
	700,001円から1,299,999円	「(C)－700,000円」で求めた金額
	1,300,000円から4,099,999円	「(C)×0.75－375,000円」で求めた金額
	4,100,000円から7,699,999円	「(C)×0.85－785,000円」で求めた金額
	7,700,000円以上	「(C)×0.95－1,555,000円」で求めた金額

65歳以上－昭和30年1月1日以前生まれの人、65歳未満－昭和30年1月2日以降生まれの人

○基礎控除の改正

基礎控除額が10万円引き上げられました。

合計所得金額が2,400万円を超えると、その合計所得に応じて控除が逡減し、2,500万円を超えると基礎控除の適用がなくなりました。

【改正後】

【改正前】

合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円	一律	33万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円		
2,450万円超2,500万円以下	15万円		
2,500万円超	適用なし		

○ひとり親控除の創設及び寡婦(夫)控除の改正

【改正後】

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直しが行われました。

・ひとり親控除－婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額が500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

・寡婦控除－上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族をもつ寡婦についても所得制限(合計所得金額500万円以下)が設定されます。

※ひとり親控除・寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は適用されません。

※生計を一にする子の年齢に制限はありません。また、ひとり親・寡婦の対象年齢に上限はありません。

下記の表で控除の種類、控除額を確認してください。

本人が母	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	26万円	—	26万円	—	—
	無	26万円	—	—	—	—	

本人が父	配偶関係		死別		離別		未婚のひとり親
	本人所得		500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下
扶養親族	有	子	30万円	—	30万円	—	30万円
		子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	

控除額
30万円
26万円

= ひとり親控除に該当

= 寡婦控除に該当

○扶養控除等を受けるための所得金額要件の改正

要件等	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	38万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	65万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低補償額	55万円	65万円
寡婦・ひとり親に係る生計を一にする子の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下
雑損控除に係る親族の総所得金額等要件	48万円以下	38万円以下

○非課税基準の改正

要件等	改正後	改正前	
障害者、未成年者、寡婦・ひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	125万円以下	
均等割の非課税限度額の合計所得金額(非課税となる方)	同一生計配偶者または扶養親族を有しない方	28万円+10万円	28万円
	同一生計配偶者または扶養親族を有する方	28万円×(1+同一生計配偶者及び扶養親族の人数)+16万8千円+10万円	28万円×(1+同一生計配偶者及び扶養親族の人数)+16万8千円
所得割の非課税限度額の合計所得金額	同一生計配偶者または扶養親族を有しない方	45万円	35万円
	同一生計配偶者または扶養親族を有する方	35万円×(1+同一生計配偶者及び扶養親族の人数)+32万円+10万円	35万円×(1+同一生計配偶者及び扶養親族の人数)+32万円

○調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除額が適用されなくなりました。

○所得金額調整控除の創設

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合には、次の算式に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

計算方法① $\text{給与等の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円} \times 10\%$

ア. 本人が特別障害者の場合

イ. 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

ウ. 23歳未満の扶養親族を有する場合

②給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、次の算式に相当する金額が給与所得の金額から控除されます。

計算方法② $\text{給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)} - 10\text{万円}$

※①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額が控除されます。